

Title	麻生家本『山下水』の書誌的報告
Sub Title	
Author	松原, 志伸(Matsubara, shinobu)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1998
Jtitle	三田國文 No.28 (1998. 9) ,p.34- 45
JaLC DOI	10.14991/002.19980900-0034
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19980900-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

麻生家本『山下水』の書誌的報告

やましたみず

松原 志伸

一 はじめに

源氏物語の注釈書は、はやく平安時代末期に出現している。

周知のように、藤原(世尊寺)伊行の『源氏釈』は、源氏物語注釈書の嚆矢的な存在であり、和歌・漢詩文・歌謡の出典考証を中心とし、藤原定家の『奥入』は、伊行『源氏釈』を根底として、自説を書き加える体裁を取っている。

藤原俊成の『六百番歌合』での著名な判詞「源氏見ざる歌詠みは遺恨の事なり」にうかがわれるように、源氏物語は和歌の世界で重要視されていた。室町時代中期以降は連歌が盛んになるが、やはり源氏物語は重要な創作の源泉とされた。こうした歌人・連歌師達をはじめ、源氏物語への深い理解を求める人々によって、多くの注釈書が生れてきた。

『山下水』もまた、室町時代後期に、三条西実枝(一五一一—一七九)によって成った源氏物語の注釈書の一つである。

諸本としては、天理図書館蔵本他数本が現存するが、今回は現在慶応義塾大学付属研究所斯道文庫に寄託されている麻生家本の『山下水』(以下「麻生家本」と称す)を取り上げる。こ

の書は実枝の死から百年後に生まれた烏丸光栄が、備筆に命じて書写させたものである。またこれに添えられた光栄自筆による折紙には、実枝没後の『山下水』享受の様子をうかがわせる記述もみられ、興味深い資料といえる。

なお、本稿は平成九年度川上新一郎先生御担当の斯道文庫講座のレポートをもとに書き改めたものである。その際いろいろとご教示をたまわった川上先生をはじめ、国文学専攻の佐藤道生先生・関場武先生に、記して深甚の謝意を捧げたい。また、資料の閲覧に当ってお世話たまわった宮内庁書陵部に対しても、深く御礼を申し上げる次第である。

二 「山下水」諸本

『山下水』のうちこれまで知られていたものは、実枝自筆の天理図書館蔵本と、宮内庁書陵部蔵本の三部、京都大学文学部蔵本等である。

〔天理図書館蔵本〕

実枝自筆本とされる天理図書館蔵本(以下「実枝本」と称す)

は、項目語彙と注記内容の相違などによって二種類に大別される。¹⁾

甲本〔第二〕 梧・帚木・空蟬・夕顔・若紫・末摘花・紅葉賀・

花宴・若菜上・若菜下・夕霧・御法・幻・匂宮・紅梅・

竹河

〔第二〕 常夏・篝火・野分（常夏と篝火と野分で一冊）・

行幸

乙本 空蟬・夕顔・若紫・末摘花・紅葉賀（末摘花と紅葉賀で

一冊）・花宴・葵・賢木・初音

（甲本第二の二冊は、他二十四冊と装訂・寸法が異なるが、実
枝自筆と認められるもので、本文は甲本系に属する。）

甲本十八冊は項目が多く、その注記内容も豊富で、筆致も整
い、注釈書としての体裁を整えており、乙本八冊は項目も少な
く、注記内容も断片的で簡略、筆致も粗雑である。

〔書陵部蔵本〕

宮内庁書陵部蔵本のうち一本は、「総説、桐壺、若菜を二冊
にした外は、一卷一冊（常夏、篝火、野分は合一冊）に輯めて
ゐるが、現在葵から玉鬘迄十四巻、藤袴から藤裏葉の四巻、柏
木から鈴虫の三巻及宇治十帖の計三十一巻を缺いてゐる」²⁾ため、
二十二冊本となっている。

各巻末に書写校合の年次があり、それにより慶長十三年（一
六〇八）から十五年（一六一〇）の間に中院家で転写された本
であることが分かる。素然（通勝）と通村の勘注が附加されて
いるが、この本は通村の手による写本とされている。

この宮内庁書陵部本（以下「通村本」と称す）において特徴
的なのは、竹河巻末に、実枝自筆本の体裁、行数、大きさなど

を詳記している点である。

通村本は実枝自筆本全冊との照合の結果、甲本の写しであつ
て、乙本の写しは混ざっていない。

〔その他の諸本〕

書陵部には通村本のほかに、通村本と同じ奥書を有する江戸
末期写の二十一冊本と、「源氏物語抄箋」（帚木・空蟬・夕顔・
若紫・若菜上・夕霧）一冊本がある。また、京都大学文学部に
は二冊本『源氏注解』が所蔵されている。

『源氏物語抄箋』と『源氏注解』は内容的に重なり、空蟬・
夕顔・末摘花・夕霧の巻には、通村本と重複する奥書が記され
ている。

三 麻生家本『山下水』書誌

ここに紹介する麻生家本は、通村本の転写本であり（後述）、
本の形態ほか書誌的事項及び内容はほぼ通村本との一致をみる。
（なお、通村本との本文の校合は、榎本正純氏編著の『源氏物
語山下水の研究』（和泉書院 平成八年二月）にある翻刻によつ
たが、著書が書陵部のご好意を得て閲覧したところ、原本と異
なる箇所も散見されたため、今回はとりあえず私見により、訂
正した本文を掲出する。）

横本袋綴写本二十二冊本、縦約十四・三センチ×横二十・三
センチ。

二十二冊それぞれの外題・扉題・一面行数・墨付丁数は以下
のとおりである。

表1

巻名	外題	扉題(字の大きさは不定)	一面行数	墨付丁数
桐壺	山下水桐	山下水(左下)桐(左横下)箋	16	37
桐壺	山下水壺	山下水(右下)壺	16 17	37
帚木	山下水帚木	第二 帚木	16	48
空蟬	山下水空蟬	第三 空蟬	16	13
夕顔	山下水夕顔	第四 夕顔	16	46
若紫	山下水若紫	第五(右下)若紫	16 17	15
末摘花	山下水末摘花	第六	16 19	28
紅葉賀	山下水紅葉賀	第七(右下)賀	19 21	21
花宴	山下水花宴	第八 宴	17 19	17
初音	山下水初音	初子	16	45
胡蝶	山下水胡蝶	山下水(右下)胡蝶	17 23	16
蛩	山下水蛩	山下水(右下)蛩	16 19	19
常夏篝火野分	山下水常夏篝火野分	山下水(右下)常夏篝火(左下)野分	16	48
行幸	山下水行幸	山下水(右下)行幸	16	21
若菜上	山下水若	[朱]若	16 18	9
若菜下	山下水菜	[朱]菜(墨)(左端)若下	16	17
夕霧	山下水霧	[朱]霧	16	15
御法	山下水法	[朱]法	16 17	7
幻	山下水幻	[朱]幻[墨](左)法	16 18	12
匂宮	山下水匂	山下水(左下)匂	17 18	28
紅梅	山下水紅	山下水(左下)紅	17 19	23
竹河	山下水竹	山下水(右下)竹	18 22	47

本文料紙は薄様斐紙。一面十六行書きが多いが、部分的に小字の箇所があり不定、胡蝶巻のように二十三行書きを含む巻もある。字面の高さは約十・七センチ。

表紙は鳥の子紙。中央に打付書で「山下水桐」などと書名と巻名を記す。巻名は桐壺巻が二冊あるため「桐」「壺」に分けられ、若菜巻が上下巻あるために「若」「菜」に分けられる他、夕霧巻以降は一字に略されている。扉にも外題と同じように書名巻名が記されているが、中央に「山下水桐」とあるほかに、左横下に「箋」と書いてあったり、「第二帚木」「第五若紫」「第六」、朱色で「若」と書かれるなど統一性がない。内題は、本文のはじめに記され、巻によって光源氏の年齢や巻名の由来（「帚木 十六歳 以歌」）や巻名の別称（「匂兵部卿宮 匂宮ト斗モ号ス」）などが続けて書かれている。

各巻とも遊び紙が前後に一丁づつある。但し御法巻は後ろには二丁、竹河巻が後ろには三丁分遊び紙がある。墨付丁数は七から四十八までと巻によってかなり異なる。

奥書は、左に示したように、うち十五冊分にあるが、親本の転写であるため、実写年が書かれているのではない。なお、この奥書は書陵部の通村本と一致している。

慶長十五林鐘仲四一校了〈桐〉

慶長十五林鐘中二書写之朱点同日了〈壺〉

慶長十五朔朱点一校了〈空蟬〉

慶長十五小春十七加朱点之次読合了〈夕顔〉

慶長十四二十八写之同廿四夜朱了〈未摘花〉

慶長十五二二於番所書写之〈紅葉賀〉

慶長十三霜十八灯下書之諸抄略之〈胡蝶〉

慶長十三霜廿六未刻書之諸抄注略之同日朱了此用行數不守写本者也〈螢〉

慶長第十三臘仲九於灯下終功了朱点同夜〈常夏〉

慶長十三廿書之不及一校者也重而可遂〈篝火〉

慶長十三臘廿八同日朱了〈野分〉

慶長十四二十八書之今朝建筆辰刻許歟
書終之時酉刻許歟〈夕霧〉

慶長十四三朔書写之〈御法〉

慶長十四卯三書写了〈幻〉

慶長十四林鐘下一書之了同九月十一朱点了〈匂宮〉

*傍線は朱文字

本書の内容について簡単に紹介しておく。本文の冒頭に、紫式部・式部の母・式部の夫宣孝の系図を載せ（3ウー4才）、作者・時代・物語之起・大意・物語ノ時代之准拠・諸本不同・諸抄（5オー9才）、題号・巻名・発端（9ウー10ウ）を記す。各巻に入ると、まず巻名の由来その他関連事項が記述され、続いて本文の語句・文章の摘注がある。そして竹河の巻末（47ウー48才）には自筆本の形態が、図入りで描かれている。

これらは奥書同様、おおよそ通村本と一致するところであるが、本文を見ていくと、送り仮名の有無・誤字・脱字などの異同が散見される。検討すべき点もいろいろあるが、その若干を掲出すると、次の如くである。

表2

巻名・丁数	麻生家本	通村本	備考
桐・17才	命婦王位	命婦三位	
壺・5ウ	女御位三位	女御従三位	
帚木・43ウ	無典 ^職 ト也	無典ト也	「実枝本 「無曲ト也」
空蟬・11ウ	マコトく ^職 敷 ^敷	マコトく敷	「実枝本 「更被任」
夕顔・7才	大井川	大井川 ^{アツノイ}	振仮名
若紫・4ウ	更被任	更被伍 ^職	「実枝本 「更被任」
末摘花・4ウ	ほとしらぬ	なとしらぬ ^は	ミセケチ
紅葉賀・13才	若宮宮 ^本	若宮宮 ^ニ	実枝本「若宮」
花宴・13才	行能	行能 ^{シツワサ}	振仮名
初音・3才	ナ才	(ナシ)	
胡蝶・6ウ	巾	巾	
螢・10ウ	おほやこと ^{は敷}	おほやこと	

この麻生家本「山下水」二十二冊は、漆塗りの抽斗型の箱に納められているが、そこに薄い和紙の包紙にくるまれた厚手糊紙の折紙二枚も添えられている。

箱の蓋には「新帖二二号／霊源帝 山下水」「〇四」の貼紙。

巻名・丁数	麻生家本	通村本	備考
常夏・22才	いとふにはゆか ^職	いとふにはゆる	
篝火・29ウ	誤 ^三	誤 ^三	返り点
野分・44才	律令拾式	律令格式	
行幸・8ウ	御門ノ目	御門ノ目 ^ニ	ミセケチ
若菜上・7才	巾	ケ	実枝本ナシ
若菜下・10ウ	あねせたる ^本	あねせたる	「実枝本 「あはせたる」
夕霧・10ウ	者	者	返り点
御法・5才	随仙人供給所	随仙人供給所 ^ニ ^所	ミセケチ
幻・12ウ	(ナシ)	敦忠	
匂宮・18ウ	(ナシ)	箋	実枝本ナシ
紅梅・20才	女御中君	女御ト中君	
竹河・8ウ	年ノ源ルヲ ^深	年ノ深ルヲ	ミセケチ

包紙には「山下水ノ儀 二枚」と書かれ、一枚には「山下水目録 光雄卿御筆之写」とあり、二十二帖の題名が記載され、もう一枚には「山下水来由」とあり、以下の文面が記載されている。

山下水廿二冊不足者也／右借賜官庫御本書寫之／日限僅間命備筆令

臨写仍／全躰鹿相之躰也併自遂校合／了間不及甚過謬歟外題／靈元院勅筆也一枚之目錄者／光雄御筆也如形寫之畢／此抄三光院抄也明星抄者／称名院抄也御外題自家願之時／後陽成院三光院抄由被思食／違而被下明星抄号了仍於家も／其分二指置云々此義委細趣／資慶御聞書被載之故公福卿／同物語也此抄者不流布世三條／西家秘藏物也経乱世等星霜／過半紛失歟當時於家も所殘／此廿二冊云々依仰先年献上被／写留之御本也此中通村公書／加義等所見上者彼時節被／借用中院家歟併當時中院家／無此本溪雲院内府被作新抄時／於所持者可被書載義也新抄余／遂写校処不被載此書義也尤／右新抄至宝也併此抄中又金／玉說問有之誠可謂珍宝如此／抄物及不足儀可惜々々此度書／校了納函底次粗注其来由／伝子彦者也／延享四年孟夏 光榮

*／は改行を示す

四 三条西家の源氏物語注釈書

折紙の内容に入る前に、『山下水』作成の経緯等を大まかにおさえておきたい。

実隆・公条・実枝と続く三条西家は、古今伝授の継承など和学の最高權威として知られる。

祖父実隆は宗祇・肖柏という当時を代表する連歌師と親交があり、肖柏が一条兼良や宗祇の講釈を聴いてまとめた『源氏聞書』をもとに、宗祇が兼良に質問して得た注記・肖柏が兼良に質問して得た注記と旧説・自説を書き加え、『弄花抄』を作成

した。

『弄花抄』作成後、実隆は『細流抄』の執筆にとりかかり、それをもとに講釈を始めた。公条は、父実隆の講釈をノートし、『源氏物語聞書』にまとめる。公条は自ら講釈をする際、『聞書』をもとに注記の書き入れをしいた。そしてこの『聞書』の注記などを整理・増補していき、『明星抄』が完成した^③。

祖父実隆から父公条へと継承されていった三条西家の源氏学であるが、永禄六年（一五六三）十二月に公条が没した後、実枝が『山下水』を作成するまでには、やや歳月の隔たりがある。永禄十二年（一五六九）六月、実枝は十七年過ぎした甲斐駿河から帰落した^④。それから死没する天正七年（一五七九）六十九歳までの晩年十年間が、彼の古典学者として充実した日々であった。

永禄十三年（一五七〇）三月、帰洛の翌年から実枝は宮中で源氏物語の講釈を開始する。

『山下水』の冒頭部分「時代」の項目には、

寛弘初造之 康和末流布

自寛弘元甲辰至永禄十三戊午 五百五十五年歟

とあり、講釈を開始した年に、『山下水』の作成作業にもとりかかったようである。

五 『山下水』内容と評価

従来『山下水』は、『細流抄』『明星抄』に続く三条西家の注釈書として、その注釈内容も三条西家の説の継承と捉えられる向きが多い。また室町時代までの源氏注釈書の集大成である

『岷江入楚』を生み出す前駆的業績として「研究史上注意すべき著述の一」とされる。

昭和五十五年伊井春樹氏による『源氏物語注釈史の研究』（桜楓社）が出版され、三条西家の学説から『岷江入楚』への流れの中で、『山下水』と実枝の源氏字が大きく取り上げられた。

また平成八年には榎本正純氏の編著による『源氏物語山下水の研究』（和泉書院）が出版された。通村本を底本、実枝自筆本を校合に用いた翻刻が載せられており、また内容や成立についての詳細な研究成果が紹介されている。

こうした研究によって、『山下水』の注釈史上の重要性とともに、実枝の注釈態度の独自性に対する評価が高まっている。実枝の注釈態度は、有職故実や漢籍などの原典引用に詳しく、実証的傾向も強いが、自説として物語内容に踏み込んだ深い読みを示すものである。二・三例を引いておく。

若菜上巻「后宮」の項目。

弘徽殿大后也崩御事此卷始書之此以前此事アリト可知之是此物語例也（山下水）

弘徽殿の大后也此母后崩御の事まへの巻に見えす今はしめて書いたす也孝心にての仰也（細流抄・明星抄）

竹河巻で、鬚黒の「あへなくうせ給」の項目。

鬚黒薨去此段ニテ始テ見タリ雲隠巻ノ中ニテ薨ト心得也此巻ノ此段ニうせ給ニハ非ス上件ノ事ヲ此段ニテ云ヒ述ル也（山下水）

鬚黒の薨し給へる也（細流抄・明星抄）

弘徽殿大后・鬚黒の死は、それぞれ若菜上巻・竹河巻ではじ

めて知らされるが、その巻以前の出来事として語られている。こうした表現の仕方を「此物語例」とし、鬚黒は「雲隠巻ノ中」で薨じたのであろうとする、一歩進めた読みがみられる。

夕顔巻で、任国から帰京した「伊与介」の項目。

空蟬ノ夫也 任中の上洛也此巻ノ末十月具空蟬又伊与へ下

向箋（山下水）

空蟬の夫也 任はてゝのほなるなるへし（細流抄）

空の夫也 任はてゝ上るなるへし 源の家礼なり（明星抄）

三条西家の注が「任はてゝ」であるのに対し、実枝は夕顔巻末にある「伊予介、神無月の朔日ごろに下る」の記述から、この帰京が「任中の上洛」としている。

他にも実枝は、旧説に対して「言語道断也」「誤レリ」「非也」などといった批判を加え、自説が定まらないところでは「此義未決」とするなど、厳しい読みの姿勢がうかがわれる。

「講釈をするかたわら、『山下水』を著作して三条西家の伝統を継承しようとする態度に、すでに悲壮な彼の決意が偲ばれるが、しかしそれだけでは満足せず、実隆・公条の繫縛から脱却して自己の存在を主張しようと彼ははかった。」（伊井氏前掲書）
「父祖伝来の源氏学の継承とその集大成を志しながらも、実枝はただ三条西家の学説を保守しようと努めていたわけではない。（中略）物語の文脈の上からする、あるいは用例の細やかな吟味による読みをベースに先行注を批判的に摂取しつつ、独自の読みの構築をめざして不断の努力を重ねていったのだといえようか。」（榎本氏前掲書）

実枝の講釈を聴聞し、『山下水』注釈作業の手伝いをしてい

た甥の中院通勝によって『岷江入楚』が生まれるのだが、こうした実枝の源氏物語への真摯な態度は、通勝に強い影響を与えている。

六 折紙一——麻生家本書写——

折紙に戻る。

「山下水^{廿三冊}不足者也、右官庫の御本を借賜して、之を書寫す。日限僅かなるの間、備筆に命じて臨写令しむ。仍つて全跡鹿相の跡也。併しながら自ら校合を遂げ了んぬの間、甚だしき過謬には及ばざらんか。」

延享四年（一七四七）、光榮は官庫つまり宮中から『山下水』を借用した。期限を定められたのか時間が少なく、人に命じて写させたために全体的に粗雑であるが、校合は光榮自身が行ったので、それほど誤りもないことだろう、と書き出す。

光榮は、江戸時代の歌人であり、この折紙の書かれた翌年の延享五年（一七四八）に、六十歳で没している。烏丸光広などを祖先とする歌の名門烏丸家に生まれ、十五歳で靈元院の歌会に加えられ指導を受け、頭角をあらわした。歌論を伝える書に『和歌教訓十五箇条』や、門弟が筆録した「光榮卿御口授」などがある。当然源氏物語の造詣も深かったものと思われる。

「外題は靈元院の勅筆也。一枚の目録は光雄卿の御筆也。形の如く之を寫し畢んぬ。」

靈元天皇は、光榮がこの折紙を書いた十五年前、享保十七年（一七三二）に没している。書陵部の通村本の外題が靈元天皇宸筆であることから、写本のもとなつた「官庫の御本」は

通村本の可能性が高い。すると麻生家本は通村本を直接に見て書写されたことになる。光雄卿は、光榮の祖父に当たり、元禄三年（一六九〇）、光榮誕生翌年に亡くなっている。もう一枚の折紙に「光雄卿御筆之写」とあることから、通村本には光雄の書いた目録が附されていたとも考えられる。もつとも通村の没年（一六五三）に、光雄はまだ幼少で、靈元天皇は翌年に生まれているのであるから、外題も目録も後世、光榮本完成の延享四年（一七四七）以前に付けられたものとなる。

七 折紙二——「明星抄」と「山下水」——

「此抄は三光院の抄也。明星抄は称名院の抄也。御外題は家より願うの時、後陽成院、三光院の抄の由、思し食し違われて、明星抄の号を下され了んぬ。仍りて家においても、其分に指し置くと云々。此義、委細の趣は、資慶卿の御聞書に之を載せらる。故公福卿同じく物語る也。」

三光院は実枝の号、称名院は公条の号である。前述した通り、公条は実枝の父。『山下水』は実枝の著で、『明星抄』は公条の著であるところで断言している。しかし後陽成院は、本来公条の抄であるものを実枝のものと思ひ違ひをして「明星抄」という題号を付けてしまった。

この詳細が烏丸資慶（歌人・一六三二—一九九）の聞書に載っており三条西公福（歌人・一六九七—一七四五）も物語った、とあるのだが、今のところ『明星抄』に関する資慶・公福の記述は見つからない。

現在では公条の著作として落ち着いている『明星抄』が、実

枝の著とされていたのは、古いもので『群書一覽』の「五十五卷廿本西三条実澄公」(実澄は実枝の改名前の名)がある。諸書でこのことが引用され、実際つい最近まで『明星抄』は実枝の著とされていた。『源氏物語事典』や『源氏物語古注釈叢刊』でも『明星抄』の著者は三条西実枝となつてゐる。

実枝は、父公条の『明星抄』を引き継ぎ、『山下水』を作成するまで注釈書としてフルに活用し、自らの説も書き込んでいった。実枝が『明星抄』の作者とされたのもそのあたりに原因があるらしい。「三光自筆勘入」「三光院ノ本」という書き入れのある『明星抄』の存在などから、伊井氏は、『明星抄』は実枝の自説を主張する注釈書として一般に広まっていたことが推定できるようで、こういった背景が一説に著者として結びつけられたのであろう。」としている。

この『明星抄』の著者の混同を、既に江戸時代に指摘している点は注目に値する。

では、なぜ実枝の抄と思ひ違つたと『明星抄』という題号になるのか。

『明星抄』自身の中では、その名前の由来については記されていない。山岸氏は「夜明けの明星と宵と明星と、何れにしても日月に対しては比較すべくもない。恰も河海に対する細流の如く、日月に対しては明星と謙讓したのかもしれない」としてゐる。

同じく山岸氏は、『細流抄』の書名を、和漢朗詠集「河海不厭細流、故能成其深」を典故とし、『河海抄』に対する謙遜とする。

『山下水』の書名は、冒頭の「題号」に「古今序山下水ノ不絶云々」とあるように、古今序の「かく、この度、集め選ばれて、山下水の、絶えず、浜の真砂の、数多く積りぬれば、今は、飛鳥河の瀬に成る、怨みも聞えず、細石の巖と成る、喜びのみぞ、有るべき。」に由来する。伊井氏もこれを「山かげを流れる水」の意で、(細流)と同じ発想と思われる」と述べている。

「細流」「山下水」に限らず、謙遜の意を込めた題は多いが、光栄の記載を信じるのならば、この『明星抄』と名づけたのは後陽成院であり、公条本人でも実枝でもないことになる。そうするとそこに謙遜を含める必要も無くなってくる。

後陽成院は『明星抄』を実枝のものと思ひ違ひをしていた。それは前述したような当時の実枝の手によつても成長していた『明星抄』の存在があつてのことだろう。ではなぜ三光院の抄ならば「明星」なのか。おそらく、「三光」の意味するところが、「日・月・星」であり、「明星」という字が完成するからであらう。後陽成院は、元龜二年(一五七二)に生まれ、元和三年(一六一七)に没している。後陽成院誕生の八年前に公条は没し、八年後に実枝も没している。この後陽成院の年齢を考えると、この題号が付けられたのは実枝の死後であり、後陽成院が法名三光院から発想したという説は自然である。『明星抄』は決して謙遜したものではなく、実枝をそのまま意味する命名であつたのではないか。

八 折紙三——実枝自筆本・通村本・麻生家本——

「此抄は世に流布せざる三條西家秘蔵の物也。乱世等星霜を

経て、過半紛失か。當時家においても、残す所此廿二冊云々。」
実枝自筆の『山下水』は、世に流布することなく三条西家の秘蔵であった。

実枝は東国から帰京し、翌年の永禄三年（一五七〇）から宮中での源氏物語の講釈を開始し、そのかたわら『山下水』の作成を始めた。それから通村が書写をした慶長十三年（一六〇八）まで三十八年。この間、織田信長は全国統一に乗り出し、各地では一向一揆が盛んに起こり、豊臣秀吉は朝鮮へ出兵し、関ヶ原の戦いが起き、徳川家康が江戸幕府を開く、というまさに「乱世」であった。源氏物語五十四帖分が揃っていたとすると、その半分以上が紛失してしまったわけであるが、それもやむをえないことかもしれない。三条西家にあった本が二十二冊という記述は、通村が書写した数と（もちろん麻生家本の数とも）同じであるが、通村本が完全に甲本の写しであることから、乙本はその存在を知られていなかったか、もしくは『山下水』としてみなされていなかったものと思われる。

「仰に依つて先年献上し、之を写し留めらるる御本也。此中通村公の書き加うる義等、所見の上は彼の時節中院家に借用せらるるか。」

この折紙が、まず目録・外題など通村本のことを記していることから「御本」といつているのは通村本のことだろう。ここでは通村本が書写されるまでの経緯を書いている。

天皇の仰せにより実枝本は宮中に献上され、転写本が作成された。通村が竹河卷末に実枝自筆本の形態などを書き加えていることから、書写の際中院家に貸したのであると思量している。

文脈からすると、献上したのは三条西家のように思われるが、慶長十一年（一六〇六）に徳川家康が「三光院自筆源氏抄」を所持しているという記事もあるので、断定することはできない。「併しながら当時中院家に此本無し。溪雲院の内府新抄作らるる時、所持するにおいては義を書き載せらるべき也。新抄、余写校を遂ぐ処、此書の義を載せられざる也。」

しかし光栄が『山下水』を書写しようとした時には中院家に「此本」が無かった。「此本」とは実枝自筆本をいったものとも考えられるが、おそらく通村本も含めて『山下水』の存在をいったものか。おそらく実枝本は三条西家（もしくは徳川家康のもと）に戻され、通村本は「官庫御本」として宮中にあったのであろう。

溪雲院中院通茂は通村の孫になる。通茂は通村の講釈を受け、源氏物語の研究に力を尽くし、延宝三年（一六七五）内裏で霊元院を初めとする二十余人に講義もしている。『源氏物語講釈』という五十四冊の大部の注釈書を書き上げ、また『源氏物語音楽之事』の著者とも目されており、「新抄」はこれらのような通茂の源氏物語の注釈書をいったものだろう。中院家に『山下水』があったなら「新抄」を作る際にも、その諸説を載せているはずであるが、『山下水』の説は載せられていなかったのは、手元に無かったからである、としている。

「尤も、右新抄至宝也。併しながら此抄中、又、金玉説、間之有り。誠に珍宝と謂うべし。此の如き抄物不足の儀に及んでは惜むべし惜むべし。」

もちろん『山下水』の説を挙げていないといっても「新抄」

はずばらしい注釈書である、としてから、再び『山下水』についての言及に戻る。『山下水』の中にはとても貴重な説が所々にある。本当に珍宝というのにふさわしい。このように、五十四帖揃っていないのが惜しまれてならない。

「此度、書校了り、函底に納めて、次いで粗、其の来由を注し、子彦につたうる者也。」

すべての校合を終えた光栄は、『山下水』が自分の手に届くまでの経緯など自らの知る限りのことを書き上げ、後世に伝わっていくことを願いながらこの「珍宝」を箱に納めた。

九 おわりに

『山下水』の実枝自筆本は、天理甲本と乙本を合わせてみても、二十三卷分二十六冊を残すだけである。実枝の説を「箋」として載せた通勝の『岷江入楚』や、自筆本を忠実に写した通村本の存在をあわせて、『山下水』の形成過程や実枝の注釈態度を知るほかない。

現段階での『山下水』の不審点をいくつかあげておく。

①実枝自筆本は、項目数が多く注記内容が豊富で筆致が整った甲本と、項目数が少なく注記内容が簡略で筆致が粗雑の乙本に分かれる。項目語彙・注釈内容自体が異なるなど、単純に乙本が下書きで甲本がその清書であるとは断定できない。岡嶋氏が榎本氏が検討を加えながらも疑問を残すところである。

②実枝自筆本・『岷江入楚』・通村本の関わりについてははっきりしないところがある。伊井氏や榎本氏は通勝が『山下水』を転写した可能性も合わせて考えている（この折紙によると、そ

の可能性は低くなる）。また『山下水』以外に、実枝の講釈をノードした通勝の「聞書」が、『岷江入楚』作成の際「箋聞」とされているが、この「聞書」の存在自体が不明である。

③実枝自説の箇所が付される「箋」「箋曰」、そして『岷江入楚』にみられる「箋聞」の肩書きの書き分けは、傾向としては同一のレベルでは捉えられないものの、原則を求めることもできていない。

いずれも『山下水』の成立と、『岷江入楚』や通村本の作成の流れを知る大きな鍵となるところである。

こうした疑問を残しつつも、今回、『山下水』の伝来を知る資料の一つとなると考え、麻生家本、特に折紙を中心に紹介したわけである。

折紙の内容をまとめるとおよそ三点になる。一つに麻生家本についての説明。通村本と思われる「官庫御本」を光栄が備筆に命じて忠実に書写させたものであると素姓を示す。二つに『明星抄』の題号の由来。公衆・実枝の混同を指摘し、実枝の号「三光院」から「明星」としたとする。三つめに、『山下水』の伝来。「三条西家秘蔵抄」であった実枝自筆の『山下水』が、一度宮中に献上され、中院家に貸し出され、通村本が書写されたとある。

光栄は、当時の『明星抄』著者の混乱等から、一つの本が、正しい情報を持って後世へ伝わることの難しさを感じていたのではなかったか。実際、近年になっても『明星抄』は実枝の著とされていたり、所在の変遷やその周辺の状況も推測が重ねられている。光栄が自ら筆を執り「山下水来由」を記したのは、

このような状況を予測した上での、彼の使命感からであろう。

註

- (1) 実枝自筆本については、岡嶋偉久子氏「源氏物語『山下水三条西実枝自筆』—その書誌的報告—」(『ビブリア』第一〇五号 天理図書館 平成八年五月)による。
- (2) 宮内府図書寮編『図書寮典籍解題 文学篇』昭和二十三年
- (3) 伊井春樹「源氏物語注釈史の研究」桜楓社 昭和五十五年十一月
- (4) 実枝の生涯については、伊藤敬氏「三光院実枝評伝」(『国語国文研究』第三十八号 北海道大学国文学会 昭和四十三年二月)や伊井春樹氏前掲書による。
- (5) 大津有一「注釈書解題」(池田亀鑑『源氏物語事典』東京堂出版 昭和三十五年六月)
- (6) 筆者は近世和歌研究会編『近世歌学集成』(明治書院 平成九年)収載の『資慶卿口授』『統耳底記』を見たに過ぎない。
- (7) 尾崎雅嘉「群書一覽」大坂多田定学堂海部屋勤兵衛刊本 享和二年(一八〇二)六月刊
- 長澤規矩也・阿部隆一編『日本書目大成第一巻』(汲古書院 昭和五十四年三月)による。
- (8) 大津氏前掲書
- (9) 中野幸一編『源氏物語古注釈叢刊 第四巻 明星抄 種玉編次抄 雨夜談抄』武蔵野書院 昭和五十五年十二月
- (10) 山岸徳平「源氏物語研究」(島津久基・山岸徳平・池田亀鑑『源氏物語研究』有精堂 昭和四十五年七月)
- (11) 新日本古典大系 小島憲之・新井栄蔵校注『古今和歌集』岩波書店 一九八九年二月
- (12) 伊井春樹氏前掲書による。「慶長日件録」慶長十一年六月十八日の条。
- (13) 重松信弘「増補新放源氏物語研究史」風間書房 昭和五十五年十月増補版。

〔追記〕山岸徳平氏「源氏物語研究」の追記に、「もと中山候爵家に在った「山下水来由」と題したものの中に烏丸光栄が「この抄三光院抄也、明星抄八弥各院也」と記して居た。」とあり、この「もと中山候爵家」にあった。「山下水」が、その後麻生家に移ったものと思われることをここに付記しておく。

(まつばら しのお)